

県庁舎及び合同庁舎の授乳室に さくにゅう 搾乳ができることを示すシンボルマークを掲示しました

搾乳(さくにゅう)の必要のある方が気兼ねなく授乳室を利用できるよう、県庁舎の2か所及び6合同庁舎の授乳室に、搾乳でも利用できる旨を示すシンボルマークを掲示しました。

授乳スペースのある民間施設等においても、搾乳を必要とする方が安心して利用できる環境づくりのため、搾乳ができる旨の掲示について積極的なご協力をお願いします。

1 掲示の趣旨

出産後の女性の中には、治療等で入院している赤ちゃんに母乳を届ける必要がある場合や育児休業から早期に職場復帰される場合など、定期的な搾乳が必要になる方がいます。

しかし、搾乳を必要とする女性が一人で授乳室に入るのをためらうケースもあることから、必要な方が安心して授乳室を利用できる環境を整え、周囲の理解を得られやすくする等、子どもと子育て世帯を社会全体で支える気運醸成につなげます。

2 掲示日・掲示場所

令和8年(2026年)9月16日

県庁舎の授乳室2か所及び6合同庁舎の授乳室

※県庁舎及び6合同庁舎の掲示場所は別紙のとおりです。

※上記以外の県有施設にある授乳室には、順次掲示を進めてまいります。

3 シンボルマーク

右のとおり



シンボルマークは、上記の二次元コードからダウンロードできます。

4 その他

シンボルマークの利用・掲示にあたって申請等は必要ありません。授乳室を設置されている店舗・施設の皆様におかれましては、ぜひ授乳室・ベビールームなどの入口等にシンボルマークを掲示いただき、子育て支援環境のさらなる整備にご理解・ご協力をお願いいたします。